

書面化等適正取引の 推進について

1. 適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等のための省令等の改正について ……1
2. トラック運送業における書面化実証実験評価会議事要旨 ……2
3. トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー ……4
4. トラック運送業における書面化推進ガイドラインの修正について ……5
5. トラック運送業における書面化推進ガイドライン ……別添冊子
6. 標準貨物自動車運送約款 ……6
7. 適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置の実施について(通達) ……8

平成26年1月30日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議
国土交通省自動車局貨物課

適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の 防止等のための省令等の改正について

1. 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正

(適正な取引の確保)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

2. 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の制定

運送契約に際して、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面により共有することをルール化。

3. 標準貨物自動車運送約款の改正

- (1) 荷主からの運送状の発出を原則化
- (2) 附帯業務の内容を明確化 等

4. 荷主、元請事業者、利用運送事業者への通達・要請

経済団体、元請・利用運送事業者団体に対して、安全阻害行為の防止、書面化等への協力を要請。

5. スケジュール

公布：平成26年1月22日
施行：平成26年4月 1日

トラック運送業における書面化実証実験評価会 議事要旨

日時：平成 25 年 10 月 21 日（月）

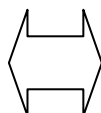
場所：国土交通省自動車局会議室

○書面化実証実験事務局

国土交通省自動車局貨物課
国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 東京都トラック協会

○参加事業者（24社：運送委託者（6社）、運送受託者（18社））

・ 第一次産業物流子会社（委）
・ 第二次産業物流子会社（委）
・ 元請事業者（委）
・ 中小実運送事業者（受）



荷主企業：3社（委）
実運送事業者：17社（受）

○地域：東北、関東、北陸信越、中部、近畿、九州

○実証実験実施期間：平成 25 年 8 月下旬～9 月末

1. 運送委託者は運送委託書（運送状）を交付したか 運送受託者（実運送事業者）は運送引受書を交付したか

- 運送委託者は運送受託者に対し、総じて運送委託書（運送状）を交付していた。
- 運送受託者は運送委託者に対し、総じて運送引受書を交付しており、その手法は下記のとおりであった。
 - 【ケース 1】（4社）
受理した運送委託書に「確認済印」を押印し FAX にて返信。
 - 【ケース 2】（4社）
ガイドライン掲載の記載様式のとおり、受託時の記載事項（受託者名、連絡先、担当者名等）を記載のうえ、FAX にて返信。
 - 【ケース 3】（4社）
システム上で承認。
 - 【ケース 4】（6社）
既存の運送委託書（3条書面）に対して、受託者名を記載のうえ、FAX にて返信。

2. 運送引受書は、運送委託書（運送状）を踏まえた内容か

- 運送引受書については、すべてにおいて運送委託書を踏まえた内容であり、更に、業務上の必要事項（運転者名・車番等）を追記し、返信している例もあった。
- 運送委託書の記載事項については下記のとおりであった。
 - 運送条件は6社すべてで記載されていた。
 - 具体的な積込み開始時間については、記載、未記載のいずれもあった。
 - 運賃については6社すべてで記載されていた。（基本契約書等での記載も含む。）
 - サーチャージ及び附帯業務料金は欄のみで具体的な記載はなかった。
 - 支払方法、支払期日については6社すべてで記載されていた。（基本契約書等での記載も含む。）

3. 書面化に伴う手間及びコスト負担について

- 基本契約や既存の書面を用いて不足項目の対応を行うことで特段の手間はなかったとの意見であった。
- 総じて必要記載事項がこれ以上増えず、ガイドラインに示されたルール程度の書面化であれば負担感や人件費等の負担はないとの意見であった。

4. 書面化により期待される効果、その他の指摘事項

- 書面に残すことにより、後に受委託内容を確認するうえでの証拠となる。
- 双方が輸送内容を事前に確認できるため、輸送内容や料金等が明確化され、誤配送および料金トラブルの防止が期待される。
- 輸送手配洩れの有無が確認できる。
- 契約当事者以外の第三者（着荷主等）から運送事業者が求められる「商慣習としての附帯作業」に対する抑制効果が期待される。
- 待機時間の減少・附帯業務の有料化、結果として労働時間の短縮・労災事故の減少を図りたい。
- 書面化は基本契約を締結していれば、簡略化できる。
- スポット取引の際に、運送前に確定できない項目があり得る。
- 長年の取引関係で暗黙の了解で決まっている事項（具体的な積み込み時間等）は、明示していないことがある。
- 社内手続きの関係で結果として書面の提出が遅れることもある。

トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー

国土交通省及びトラック協会と共催の下、平成25年10月より各都道府県毎でトラック事業者と荷主を対象とした「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を順次実施中。

セミナーの主要内容

- (1) 軽油高騰分の適切な転嫁に向けた燃料サーチャージの導入に必要な実務や調整についてガイドライン等により説明。
- (2) 荷主とトラック事業者間の取引の書面化に向けた今後の取組、両者の連携による安全確保等について必要な実務等をガイドライン等により説明。
- (3) 厚生労働省より、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策について説明。
- (4) 国土交通省、トラック協会職員等により事業者に対する個別アドバイスを実施。



セミナーの開催状況

10月25日の福島県での実施を皮切りに、全都道府県での実施に向け鋭意準備中。(1月30日現在25カ所で開催済み)

- 10月実施済み・・・福島(25日)、徳島(30日)
- 11月実施済み・・・関東(開催地:東京)、愛媛、静岡(5日)、大阪(6日)、兵庫(7日)、和歌山(11日)、群馬(12日)、三重(19日)、岩手(20日)、神奈川(22日)、新潟(26日)、北海道、奈良(27日)
- 12月実施済み・・・青森(4日)、福井(5日)、長野(12日)、山形(17日)
- 1月実施済み・・・秋田、高知(17日)、富山、鳥取(22日)、香川(28日)、佐賀(29日)
- 2月予定……………島根(1日)、宮崎(3日)、熊本(4日)、愛知(5日)、山梨(6日)、京都(12日)、大分(13日)、石川、岐阜、滋賀、鹿児島(18日)、千葉(19日)、岡山、広島(21日)、福岡(24日)、茨城、長崎、沖縄(26日)、山口(27日)、埼玉(28日)
- 3月予定……………栃木(7日)、宮城(10日)

関東(11月5日)での開催概要

参加人数: 280名(うち荷主141名)

相談概要: 書面化において印紙の貼付は必要か。

運賃は覚書で取り決めているが書面化は必要か。

大阪(11月6日)での開催概要

参加人数: 284名(うち荷主108名)

相談概要: 基本契約を締結しているが新たな書面化は必要か。
スポット契約でも書面化は必要か。



トラック運送業における書面化推進 ガイドラインの修正について

5月のパブリックコメントの際にガイドラインを提示後、ご意見を踏まえ下記の修正を行いました。

1. 荷主等への協力要請について記載。(P 6 参照)
2. 積合せ及び引越、軽貨物、霊きゅう、廃棄物運送について書面化の対象外とした。(P 9 参照)
※当初は「産業廃棄物運送」「一般積合わせ運送」についても対象。
3. FAX や電子メールでのやりとりについては、印紙税の課税原因とならない旨を記載。(P 9 参照)
4. 運送受託者と直接契約関係にない者の運送状の発出の必要性について記載。(P 9 参照)
5. 交渉時にも活用しやすいように運賃や附帯業務料等の定義や位置付け等を具体的に記載。(P 14 参照)
6. メールを活用した書面化の例を記載(P 22 参照)

改正後	改正前
<p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）</p> <p>第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めるときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その</p>	<p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対</p>

他の事業所の店頭に掲示します。

(車両留置料)

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間(貨物の積み込み又は取卸しの時間を含む。)に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収及び検品その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 (略)

象とするものを除く。)を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(新設)

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。

2 (略)

(公社) 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙 1 のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙 2 のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、傘下事業者に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を周知されるとともに、取引の書面化をはじめとした適正な取引の確保及び安全運行の確保の趣旨を徹底し、貨物自動車運送事業者におけるその推進に努めて頂けますようお願い申し上げます。

また、元請事業者におかれては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物運送事業者」という。）が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

国自貨第110号
平成26年1月22日

荷主団体 殿
(一般社団法人 日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭)

国土交通省自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め、貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物運送事業者」という。）が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

国官参物第156号
国自貨第110号
平成26年1月22日

貨物利用運送事業者団体 殿

(公益社団法人 全国通運連盟会長、一般社団法人 航空貨物運送協会会長、一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会会長、日本内航運送取扱業海運組合理事長)

国土交通省大臣官房物流審議官

自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因になっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め、貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

また、この機に、運行管理者の選任義務のない貨物利用運送事業者においては、「運行管理者講習」を受講するなど、貨物自動車運送事業者に係る運行管理等の安全上の規則、基準につき一層の習熟を図られたく、併せて周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業者を含む実運送事業者の行う事業等の適正な運営を阻害しないよう配慮しなければならず、これを阻害する等の行為を行ったおそれがある場合には、「貨物利用運送事業者の監査等の方針について」（平成15年3月18日国総貨複第203号）に基づき監査実施の端緒となるとともに、著しく阻害されていると認められる場合には、貨物利用運送事業法第12条第4号または同法第28条第5号の規定に基づく事業改善命令の対象となることにつきましてもあらためて周知願います。

(参考)

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）

（事業の改善命令）

第十二条 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

（一号～三号 略）

四号 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

（第二十八条第五号：第二種貨物利用運送事業に係る同旨の規定）

国官参物第156号
国自貨第110号
平成26年1月22日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省大臣官房物流審議官

自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところである。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因になっている事例も一部では指摘されている。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添1）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしている。

今般、貨物運送事業者に対し、取引の書面化をはじめとした適正な取引の確保及び安全運行の確保の推進に取り組むよう要請するとともに、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者に対し、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に向け、対策を講じるとともに、貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組むよう別添2のとおり要請したところである。

については、貴局においても、上記取組みが適正に推進されるよう、貴局管下業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

また、この機に、運行管理者の選任義務のない貨物利用運送事業者において、「運行管理者講習」を受講する等、貨物自動車運送事業者に係る運行管理等の安全上の規則、基準につき一層の習熟が図られるよう併せて要請したことを申し添える。

併せて、貨物利用運送事業者には、貨物自動車運送事業者を含む実運送事業者の行う事業等の適正な運営を阻害しないよう配慮することが義務付けられており、これを阻害する等の行為を行ったおそれがある場合には、「貨物利用運送事業者の監査等の方針について」（平成15年3月18日国総貨複第203号）に基づき監査実施の端緒となるとともに、著しく阻害されていると認められる場合には、貨物利用運送事業法第12条第4項または同法第28条第5項の規定に基づく事業改善命令の対象となることをあらためて周知したことを申し添える。

(参考)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物運送事業者」という。）が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）

（事業の改善命令）

第十二条 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

（一号～三号 略）

四号 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

（第二十八条第五号：第二種貨物利用運送事業に係る同旨の規定）

荷主等の行為が貨物自動車運送事業者の安全運行を 阻害した又はその恐れがある事例

＜例 1：非合理的な到着時間の設定＞

荷主の原因で積荷が準備できておらず、出発時間が遅延しても、到着指定時間は変更されず、指図書の変更もされなかった。荷主は無理な運行を認識しているが、知らない振りをして到着時間について全く触れなかった。

＜例 2：非合理的な到着時間の設定（元請事業者による調整が必要な例）＞

道路の混雑による指定時間の遅延につき、荷主の理解を得る場合に、契約当事者である元請が有効な調整を行うべきであるのに対応をしてくれなかった。現場での対応に限界があり、速度超過等無理な運行になった。

＜例 3：やむを得ない遅延に対するペナルティの設定＞

配送地点毎に厳しい着時間の指定があり、延着の場合は商品買い取りのペナルティがあった。配送地点毎で荷主が行う荷卸しに時間がかかり、その結果、運行が過酷になり、運転手は基準の休息時間が確保できず、拘束時間も 1 日 16 時間を超過するものが頻発する状況となった。

＜例 4：貨物量に対し積載量の少ない車両指定＞

現場に行き過積載が判明して、もう 1 台準備するように提案したが、対応してもらえなかった。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

＜例 5：安全運行を阻害しうる事例（契約にない附帯作業）＞

元請は、現場で附帯作業があるか、ないかを正確に把握していないケースが多いため発注時に十分な説明がなされず、現場に行って初めて附帯作業の存在を認識することになった。契約にない附帯作業の対応により、必要な休憩・休息時間の確保が困難となった。

荷主勧告制度の改正概要

1 改正趣旨

荷主勧告とは、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条により、実運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主に荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告を行うものである。

現行の荷主勧告の運用を定める局長通達等について、安全阻害行為を一層的確に防止するため、荷主勧告の対象とする重点的な類型等を明示することや、荷主勧告発動に先駆けて、「協力要請書」の発出を要件としないこととする等を措置することを内容とした改正を行うもの。

2 荷主勧告対象の重点的類型の設定及び調査端緒の明確化

(1) 荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型

荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為として次の類型を明記し、これらの類型に掲げる荷主の行為が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体事案について適切に調査の上、運輸局より速やかに本省に勧告案を上申することとする。

ア 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例

(ア) 非合理的な到着時間の設定

(イ) やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(ウ) 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

(エ) 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

イ 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例

(2) 調査端緒

実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする。

ア 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関

与の疑いが認められた場合

イ 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合

ウ 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出された荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課された場合

エ 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査

オ 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

3 「荷主勧告」、「警告書」及び「協力要請書」の位置付けの整理

(1) 荷主勧告

法64条第1項の規定により、実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであり、かつ、実運送事業者への処分のみでは再発防止が困難であると認められる場合に発動するもの。

荷主勧告を発動した場合、当該荷主名及び事案の概要を公表する。

(2) 警告書（現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改める）

荷主勧告制度を補完する観点から、荷主勧告には至らないものの、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出するもの。

(3) 協力要請書

荷主勧告制度を補完する観点から、実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出するもの。